千葉税経新人会よりお知らせ

27年9月の 月例会

知人友人 多数お誘いください！（**聴講無料**）

千葉青年税理士連盟と共同研修（新人会主催）

東京で5千～2万円の講演が、船橋で無料で聴けます

特別な分野であるかのように考えがちな事業承継。しかし、中小零細企業の事業承継は相続問題の要素が色濃くなります。事業承継で独特な資産が株式です。この株式を支配出来なければ会社経営は成り立ちません。

「なぜ、提案してくれなかったの」と言われないように！

平成25年度の税制改正で、事業承継の納税猶予制度が大きく変わることとなりました。「制度が複雑でわかりにくい」「手続きが煩雑でやりづらい」「要件がしすぎて使えない」と言われてきましたが、今回の改正、更に経済産業省が省令を改正したことで、手続き的にも従来に比べてかなり柔軟で使いやすい制度になりました。事業承継を円滑に行うため，経営承継円滑化法で、「遺留分に関する民法の特例」の特例が定められています。 制度のメリット・デメリットから実際の事例まで・・、実務に即、活かせる内容です。　　是非ご参加を！

テーマ

「納税猶予の改正と事業承継の事例紹介」

講師　（株）国土工営　コンサルティング事業部

● **日 時**　平成２７年９月１８日（金）

例　会　午後　４：００～７：００

懇親会　午後　７：１０～（希望者）

● **会 場**　船橋市勤労市民センター

TEL　047-425-2551　船橋市本町４－１９－６